三重県地域産業振興条例にかかる説明資料

平成 24 年 7 月 13 日 雇 用 経 済 部

1 条例の構成について

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
前文	前文	前文	前文
本則	本則	第一章	第一章
第1条(基本理念)	第1条(目的)	総則	総則
第2条(県の責務)	第2条(定義)	第1条(目的)	第1条(目的)
第3条(事業者の責務)	第3条(多面的機能の発揮)	第2条 (定義)	第2条(定義)
第4条(県民の責務)	第4条 (林業の持続的発展)	第3条(基本理念)	第3条(基本理念)
第5条(基本方針)	第5条 (森林文化及び森林環境教育の振興)	第4条(県の責務)	
第6条(地域の特性に応じた産業の振興)	第6条(県民の参画)	第5条(農業者等の役割)	第二章
第7条(広報活動)	第7条(県の責務)	第6条(県民の参加等)	観光の振興に関する役割等
第8条 (財政上の措置)	第8条(森林所有者等の責務)	第7条(推進体制の整備)	第4条(県の責務)
	第9条(県民の責務)	第8条(財政上の措置)	第5条(市町の役割)
公布 平成17年10月21日	第 10 条(事業者の責務)		第6条(県民の役割)
施行 平成18年 4月 1日	第 11 条(基本計画)	第二章	第7条(観光事業者の役割)
	第 12 条(森林の整備及び保全)	基本計画(第9条)	第8条(観光関係団体の役割)
	第13条(効果的かつ効率的な森林づくり)		
	第 14 条 (林業及び木材産業等の健全な発展)	第三章	第三章
	第15条(担い手の育成及び確保)	食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的	観光の振興に関する基本的施策
	第 16 条(県産材の利用の促進)	施策	第一節 国内外に対する観光宣伝活動の強化
	第 17 条(森林文化の振興)	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及	(第9条~第12条)
	第 18 条(森林環境教育の振興)	び供給の確保(第 10 条~第 14 条)	第二節 <u>魅力ある観光地の形成</u> 及び人材の育成
	第 19 条(県民、森林に関する団体等の活動へ	第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造	(<u>第 13 条</u> ~第 16 条)
	の支援)	の確立(第 15 条~第 17 条)	第三節 観光旅行を促進するための環境の整備
	第 20 条(三重のものづくり月間)	第三節 地域の特性を生かした農村の振興	(第 17 条~第 20 条)
	第 21 条(財政上の措置)	(<u>第 18 条</u> ~第 20 条)	
		第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値	第四章
	公布 平成17年10月21日	の創出(第 21 条~第 23 条)	観光の振興に関する施策の推進
	施行 平成17年10月21日		(第 21 条~第 24 条)
		第四章	
		地域の特性を生かした食を担う農業及び農村	第五章
		の活性化に向けた支援 (第24条)	三重県観光審議会(第25条~第31条)
		公布 平成22年12月28日	公布 平成23年10月20日
		施行 平成22年12月28日	施行 平成23年10月20日

2 基本理念について

地域における産業の振興は、地域の特性を生かした産業振興施策を行うことが地域の産業を活性化し、地域の産業が活性化されることがひいては県全体としての産業が活性化されることにつながるとの基本的な考えのもと、関連する条例においても、下線部に本条例の基本理念と共通する考え方、あるいは本条例を土台にして規定が設けられたと見ることができると考えている。

3 県の責務について

基本理念にのっとって、地域における産業振興施策を県が総合的かつ計画的に実施することと、関係者等との緊密な連携協力を通じて地域における産業振興施策を実施するよう努める義務があることを 規定したものである。

関連する条例においても、下線部が、産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、地域の主体的な取組が基本であること、また、県は、関係者との密接な連携協力を図りながら、各主体の取組を 踏まえ、将来を見通して体系的に施策を組み立てて実施することが重要であると、本条例と同様に規定していると見ることができると考えている。

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
第2条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。	のもりづくりの推進についての基本理念(以下 「基本理念」という。)に基づき、 <u>三重のもりづ</u>	第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。	

4 基本方針について

第1条の基本理念のもと、地域における産業の施策を進めるに当たっての方向性を示すものであり、この基本方針に沿って県は施策を実施することとなる。 関連する条例においても、

- (1) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること
- (2) 産業の高付加価値化を促進すること
- (3) 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること

などの下線部が、本条例と共通する事項(取り組むべき施策)として見ることができると考えている。

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
第5条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本	第12条 県は、将来にわたって森林の整備及び保	第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する	第三章 観光の振興に関する基本的施策
方針に基づき、地域における産業の振興に関す	全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推	基本的施策	第一節 国内外に対する観光宣伝活動の強化
る施策を実施するものとする。	進に必要な措置を講ずるよう努めなければなら	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び	第9条 県は、本県及び県内の観光地の情報提
一 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発	<u>ない(3)</u> 。	供給の確保	<u>の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技</u>
展を促進すること (1)。		第10条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、	その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進
二 産業の高付加価値化 (2)、経営の革新及び新		小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及	<u>に必要な施策を講ずるよう努めなければなら</u>
たな産業の創出を促進すること。	び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機	び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要	<u>\(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\)</u>
三地域の多様な資源、特性等を生かした生産		<u>な施策を講ずるものとする⁽³⁾。</u>	
活動を促進する事業環境の整備を図ること	じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう		第10条 県は、国内の観光旅行者の来訪及び流
	<u>努めなければならない ⁽³⁾。</u>	第11条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るた	の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度
四 産業を担うべき人材の育成(4)及び働く場		め、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種	に対応した旅行商品の開発その他の誘客活動
の確保を図ること。	第14条 県は、森林資源の循環利用の重要性にか	及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上	実施等に必要な施策を講ずるよう努めなけれ
五 研究開発の推進及びその成果の普及(5)並		<u>の促進その他必要な施策を講ずるものとする</u>	<u>ならない ⁽⁷⁾。</u>
びに研究開発に係る人材の育成を図ること。	るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の	(3)	
六 <u>安全で安心な農林水産物及び製品等の生産</u>		 佐10夕 周は 女立の婦人と珍見と図ったは 毎	第11条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進さ
<u>を促進すること (6)</u> 。	$\frac{\text{$c}}{\text{$c}}$	第12条 県は、 <u>畜産の健全な発展を図るため、需</u>	るため、本県の観光資源を活用した海外にオスススススススススススススススススススススススススススススススススススス
七 <u>観光及びその関連産業の振興を図ること</u>	第15条 周は 体体的に 壮光 生 辛込動 かれる ごも	要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向	る誘客活動の実施、外国人観光旅客の受入体の要件等に以票な物等を決議するよう
——。 八 地域の自主的な取組による農山漁村 ⁽⁸⁾ 、商	第15条 県は、 <u>持続的に林業生産活動を担うべき</u> 人材の育成及び確保を図るため、教育、普及そ	上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の 利用の促進その他必要な施策を講ずるものとす	<u>の整備等に必要な施策を講ずるよう努めなり</u> ばならない ⁽⁷⁾ 。
店街等の活性化を促進すること。	の他必要な措置を講ずるよう努めなければなら	一	
2 農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各		<u>~</u> •	 第 12 条 県は、県の区域又は市町の区域を越;
2 展外が産来の最異に除る基本方面は、間項目 号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。		第 13 条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進	
一農林水産業が有する多面的機能が十分に発		するため、安全・安心農業生産に関する技術の	連携及び交流の促進等に必要な施策を講ずる
揮されるよう、環境と調和のとれた持続可能		普及その他必要な施策を講ずるものとする(1)	う努めなければならない (7)。
な農林水産業を促進すること (1)。	要な措置を講ずるよう努めなければならない	(6)	<u></u>
二 県内で生産される農林水産物を県民が愛着	<u> </u>		 第二節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成
を持って消費し、又は利用することを通じて、	2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積	第 14 条 県は、農産物の安全性及びその安全性に	第13条 県は、地域の特性を生かした魅力ある
その需要の増進を図るとともに、地域が培っ	極的な利用を促進するため、必要な措置を講ず	対する信頼を確保するため、生産、加工及び流	光地の形成を図るため、観光資源の発掘若し
てきた生活文化への県民の理解を深めること	るよう努めなければならない (9)。	通の各過程における安全管理の定着及び高度化	は創出又は活用等に必要な施策を講ずるよ
(9)		の促進その他必要な施策を講ずるものとする	めなければならない $^{(3)}$
3 (略)		(6)	

- 第17条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない

 (9)
- 第 18 条 県は、<u>三重のもりづくりには県民の理解</u>が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。
- 第19条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。

- 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の 確立
- 第15条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする⁽⁴⁾。
- 2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする⁽⁴⁾。
- 第16条 県は、農業生産の振興に資する技術及び 知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学 及び民間等との連携の強化その他必要な施策を 講ずるとともに、それらの成果の普及に努める ものとする⁽⁵⁾。
- 第三節 地域の特性を生かした農村の振興
- 第 18 条 県は、農村の総合的な振興を図るため、 生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行 う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農 村との間の交流の促進その他必要な施策を講ず るものとする (8)。
- 第19条 県は、農業及び農村の有する多面的機能 が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業 用水その他の農業資源の適切な管理の促進その 他必要な施策を講ずるものとする⁽¹⁾。
- 2 (略)
- 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の 創出
- 第21条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする⁽²⁾。 (略)
- 第22条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする(2)。(略)

- 第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成 を図るため、観光事業に従事する者及び観光の 振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等 に必要な施策を講ずるよう努めなければならな い⁽⁴⁾⁽⁷⁾。
- 第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。
- 第16条 県は、<u>県民の観光行動の促進を図るため、本</u>県の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他の郷土に対する誇りと愛着の醸成等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。
- 第三節 観光旅行を促進するための環境の整備 第17条 県は、<u>観光地における良好な景観の形成</u> を図るため、市町が行う景観づくりの取組に対 する支援等に必要な施策を講ずるよう努めなけ ればならない⁽⁷⁾。
- 第 18 条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等を始めとする全ての観光旅行者が安全かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。
- 第19条 県は、<u>観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</u>
- 第20条 県は、<u>観光の振興に資する交通基盤の構築を図るため、交通施設の整備の促進、観光旅</u> 行者の移動の円滑化等に必要な施策を講ずるよ う努めなければならない⁽⁷⁾。

第23条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進	
を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他	
の様々な場所において、食育の推進に関する活	
動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、	
情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他	
<u> </u>	
2 県は、 <u>県民と農業者等との間の交流の促進を</u>	
図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過	
程における県民に対する学習機会の確保、体験	
活動の促進その他必要な施策を講ずるものとす	
<u>古勤の促進での他必要な地承を講するものとす</u> $\underline{S}^{(9)}$ 。	
<u>る・・</u> 。 3 県は、 <u>学校給食、事業所の食</u> 堂等において、	
地産地消に関する理解を促進するため、地域で	
生産された農産物の消費又は利用の促進その他	
<u>必要な施策を講ずるものとする$^{(9)}$。</u>	